

2012年6月1日

各位

『有期労働の実効ある規制を求める6.15緊急集会』参加のお願い

有期労働の実効ある規制を求める

6.15緊急集会実行委員会

〒100-0006 千代田区有楽町1-6-8 松井ビル6階

TEL 03-3580-5311 FAX 03-3592-1207

旬報法律事務所気付

日ごろの皆様のご活動・ご活躍に深く敬意を表します。

さて、有期雇用に関する法案は、労働契約法の一部改正という形で閣議決定され、3月23日に国会に提出されました。労働者の使い捨てや差別待遇の温床である、有期雇用の蔓延に歯止めをかける法律は、私たち労働者、労働問題に取り組む者の宿願でありましたが、その中身をみると、評価すべき点はあるものの、いくつかの問題をはらんでいます。

しかも、現在の国会情勢では、民自公で合意された法案が優先的に審議されており、労働契約法の改正は6月中旬にも審議入り、そのまま一気に可決される可能性があります。

法律の次の見直しは8年後。8年間も不十分な法律ですごすことはできないと、日本労働弁護団の弁護士有志が呼びかけ人となり、ナショナルセンターの枠を超えて労働組合が結集し、表記のような院内集会を行うこととなりました。

集会では、以下4点を最重要修正要求として掲げます。

- i 無期転換権の付与の5年は長すぎるので、3年に短縮すること。
- ii クーリング期間は規制の抜け道であり、削除すること。
- iii 雇い止め判例法理はそのまま明文化すること。
- iv 雇用契約書における不更新条項は無効とすること。

つきましては、平日でご多忙のこととは存じますが、できるだけ多くの仲間の参加をお願いいたします。

記

これでいいのか！ 労働契約法改正案

有期労働の実効ある規制を求める6.15緊急集会

日時 2012年6月15日（金）11：30～13：00

場所 参議院議員会館101会議室（最寄り駅：東京メトロ「国会議事等前」「永田町」）

（有期雇用労働者の使い捨てや差別待遇の現実を表す資料の集会配布を考えていますので、お持ちの方はご一報ください）

以上